平成２５年（フ）第９６７号
埼玉県幸手市緑台１丁目６番19号　ミドリハイツ102
債務者　小林由紀子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９８２号
埼玉県川口市芝塚原１丁目12番２号　塚原ハイム106号
債務者　黒川　允徳
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９８５号
埼玉県幸手市東２丁目９番２号　デイジーハイツ201
債務者　小谷　龍子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国245番地３
債務者　井口　和美
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽1499番地１
債務者　安澤　和紀
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
新潟県南魚沼市六日町636番地２新潟県立六日町病院、住民票上の住所新潟県南魚沼市美佐島33番地10
債務者　齊藤　幸雄
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第９２１号
さいたま市南区四谷１丁目４番18―305号
債務者　中山　　薫
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４９号
埼玉県川口市西川口６丁目７番23号　清栄荘103号
債務者　高野日出夫
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５１６号
熊本市東区保田窪本町13番８号　シティハウスカワヅＡ101
債務者　木村　勝利
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５２２号
熊本県菊池郡大津町大字引水942番地　ルーエンハイム107号
債務者　志賀　龍二
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７９６号
札幌市白石区北郷１条３丁目４番45―105号
債務者　石崎由紀子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９５７号
北海道北広島市大曲南ヶ丘３丁目20番地９
債務者　松浦まゆみ
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４２４号
札幌市南区真駒内本町３丁目２番７号　クリーンハイツ102号
債務者　福田眞理子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４４９号
札幌市白石区栄通15丁目８番８号　ハイムカトレアＢ―107号
債務者　森本　啓子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５５６号
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目15番25―105号
債務者　近藤　　敦
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５６３号
北海道江別市東光町２番地の２　羽賀登枝子方
債務者　本吉　　敏
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５７３号
札幌市清田区清田１条３丁目７番１―502号
債務者　清本美智子こと　金　美智子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５７５号
札幌市手稲区新発寒６条９丁目10番17号　フルハウス新発寒102号
債務者　高谷美弥子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部